

その日よけ違反かも…

え?! どういうこと?!

道路上に突き出している形状の「日よけ」で、固定式のものは建築基準法違反です。

裏面のチェックリストをご覧ください。



当てはまる固定式日よけはありますか？
チェックしてみましょう！

- ① 道路上に突き出している。
- ② 表層材(テント生地等)が破れている。
- ③ フレーム(枠)がひどく錆びている。
- ④ 取付けが悪くなり、ぐらついている。

当てはまるものがありました！
もっと詳しく教えて！



一つでも当てはまる場合は、速やかに、かつ適切に対応してください。

Q1 固定式日よけは、道路上に突き出してはいけませんか。

A1 固定式日よけは、建築基準法で規定する「建築物」の一部分です。
建築基準法第44条において、「建築物は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない」とされています。

Q2 適法にするには、どのようにしたら良いですか。

A2 まずは、法令・基準に適合していない固定式日よけを撤去してください。
そのうえで、引き続き日よけが必要な場合は、建築基準法や道路法等の法令・基準に適合する日よけを、必要な手続きを事前に行ったうえで築造してください。

Q3 このまま放置したらどうなりますか。

A3 違反している固定式日よけを放置すると、法令に基づき厳しい指導を行う場合があります。
また、固定式日よけが通行人等に損害を与えた場合、日よけの所有者、管理者又は占有者がその損害賠償責任を負う可能性があります。

そんな急に言われても…



まずは御相談ください！



【問合せ先】京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課

電話：075-222-3613 FAX：075-212-3657

※メールでのお問合せも御利用ください。

メールアドレス：kenchiku-anzenshido@city.kyoto.lg.jp

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎2階7番窓口